

令和4年10月28日

道路整備課 前田 内線 5079 外線 076(225)1727

「石川県道路除雪対策本部」の設置に伴う看板掲出について

1 石川県道路除雪対策本部の設置

目 的

冬期の道路交通を確保するため、「石川県冬期交通確保計画書」に基づき、除雪活動の指揮監督や関係機関との連携、県民への速やかな情報提供を行う、石川県道路除雪対策本部を設置するもの。

内 容

令和4年11月1日（火）から「石川県道路除雪対策本部」を道路整備課内に設置するとともに、県内5土木総合事務所及び4土木事務所内においても除雪実施部を設置する。

本部の組織

本部長 土木部長
副本部長 道路整備課長

2 看板掲出

令和4年11月1日（火）から「石川県道路除雪対策本部」を設置することに伴い、10月31日（月）に本部前に看板を掲出する。

日時：令和4年10月31日（月） 10時00分～

場所：県庁15F道路整備課前

内容：土木部長による「石川県道路除雪対策本部」の看板掲出